

ハローワークもりおか



令和5年8月 No.599

**令和6年3月新規高等学校卒業生の採用選考が開始されます！
～ 9/5 推薦開始・9/16 選考開始～**

◎推薦・選考について

・新規高等学校卒業生（以下、生徒）の学校からの推薦開始は9月5日、選考開始は9月16日からとなっています。

9月16日以降、求人事業所は任意の日を選考日として定めていただきますが、生徒の円滑な就職活動に資するため、応募締切り後速やかに採用選考を実施するとともに、その結果については選考後2週間以内を目途に通知されるようお願いいたします。

◎複数応募（併願）について

・生徒の企業への応募・推薦については、9月中は1人1社までとなります。

なお、10月1日以降は複数応募・推薦（1人2社まで）を可能としています。併願を可能とした求人については、10月1日以降は併願者の応募もあり得ますので、採用内定するには学校との連携を密にし、よく確認を行ってください。

※複数応募等の取扱いに関しては「岩手県高等学校就職問題検討会議」における申し合わせによります。

【お問合わせ先】 求人企画部門 学卒担当 ☎019-624-8905

令和6年3月新規高卒者対象求人状況（6月分確報）（令和5年7月27日現在）

岩手労働局職業安定部職業安定課

安定所	令和6年3月卒 (5.6.1～5.6.30)				令和5年3月卒 (4.6.1～4.6.30)		令和4年3月卒 (3.6.1～3.6.30)	
	求人件数	前年比 (%)	求人数	前年比 (%)	求人件数	求人数	求人件数	求人数
盛岡	659	6.3	1,453	5.4	620	1,379	565	1,300
花巻	184	7.6	482	23.0	171	392	150	348
一関	190	▲8.2	509	▲11.3	207	574	201	547
水沢	282	▲1.4	613	▲7.0	286	659	248	530
北上	228	▲6.2	744	▲14.0	243	865	217	647
二戸	87	▲4.4	198	▲11.2	91	223	77	188
内陸部計	1,630	0.7	3,999	▲2.3	1,618	4,092	1,458	3,560
釜石	97	▲21.1	327	▲15.3	123	386	101	228
宮古	109	▲12.8	201	▲15.2	125	237	126	240
大船渡	74	▲12.9	172	▲8.0	85	187	72	171
久慈	113	4.6	209	▲3.2	108	216	103	191
沿岸部計	393	▲10.9	909	▲11.4	441	1,026	402	830
合計	2,023	▲1.7	4,908	▲4.1	2,059	5,118	1,860	4,390

(注1) 各年ともに6月末時点の受理状況で、県内企業から受付をした求人数。

(注2) 新規高卒者対象求人は、H29年度から6月1日以降受理開始。(H28年度までは6月20日以降受理開始)

- 令和6年3月新規高等学校卒業生の採用選考が開始されます! …………… 1
- 新規学校卒業生を採用する際は労働関係法令の規定などをご確認ください … 2
- 令和5年7月1日以降の雇用調整助成金について…………… 3
- 求人事業所と高校進路指導担当教師の情報交換会を開催しました …………… 4
- 最近の求人求職のうごき …………… 4

事業主の皆さまへ

新規学校卒業者を採用する際は 労働関係法令の規定などを確認してください

新規学校卒業者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものです。事業主の皆さまには、新規学校卒業者を採用する際は、労働関係法令の規定などを確認いただき、適正な募集・採用に努めていただくようお願いいたします。

1. 募集・労働契約締結に当たって遵守すべき事項など

募集時	<ul style="list-style-type: none"> ●労働条件を明示してください（職業安定法第5条の3） ●広告等により提供する求人等に関する情報は的確に表示してください（同法第5条の4） ●職業安定法に基づく大臣指針により、以下の点に配慮してください <ul style="list-style-type: none"> ・募集の段階で、労働条件を変更する可能性があるときは、その旨を併せて明示してください ・明示した労働条件が変更になったときは、求職者に対して速やかに通知してください ●固定残業代制を採用する場合は、固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うことなどを明示すること（記載例参照）
労働契約締結前	<ul style="list-style-type: none"> ●当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示してください（職業安定法第5条の3第3項） <p>→なお、学校卒業見込者等については、特に配慮が必要であるため、当初明示した条件を変更し、削除し、又は当初明示した条件に含まれない従事すべき業務の内容等を追加することは不適切であるとされています</p>
労働契約締結時または締結後	<ul style="list-style-type: none"> ●労働条件を明示してください（労働基準法第15条第1項） ●明示された労働条件が事実と異なる場合、労働者は即時に労働契約を解除することができます（同法第15条第2項） ●労働条件の変更には、労使の合意が必要です（労働契約法第8条）

Pick up!

時間外労働について固定残業代制を採用している場合の記載例

- 1 基本給（××円）
 - 2 □□手当（時間外労働の有無にかかわらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給）
 - 3 ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
- ※ 「□□」には、固定残業代に該当する手当の名称を記載してください。また、□□手当に固定残業代以外の手当を含む場合には、固定残業代分を分けて記載してください。
- ※深夜労働や休日労働について固定残業代制を採用する場合も同様です。

2. 採用内定に当たって遵守すべき事項など

- (1) 採用内定を行う際は、確実な採用の見通しに基づいて、採否の結果を明確に伝えてください。
- (2) 採用の時期や採用条件、採用内定取消事由などは、文書で明示してください。また、学校などの卒業が採用条件となる場合は、内定時に明示してください。
- (3) 採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消しは無効となりますので、十分にご留意ください。
- (4) やむを得ない事情により採用内定の取消しや入職（入社）時期の繰下げを行うときは、新規卒業予定者の就職先の確保に最大限努力するとともに、該当者からの補償などの要求に誠意を持って対応してください。また、所定の様式により、あらかじめハローワークに通知してください。

雇用調整助成金を利用する事業主のみなさまへ

令和5年7月1日以降の雇用調整助成金について

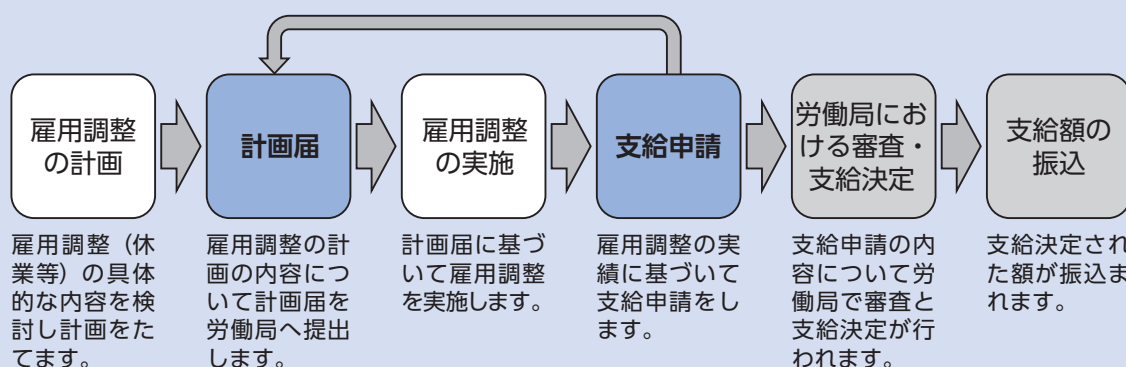
判定基礎期間の初日が令和5年7月1日以降の申請について、雇用調整助成金の取扱いは次のとおりとなります。

1. 計画届の事前提出が必要となります。

令和5年7月1日以降が判定基礎期間の初日である申請については、従前（コロナ前）のとおり、各支給対象期間における**休業等実施の初日の前日までに**休業等実施計画届の提出が必要となります。（提出先の労働局若しくはハローワークへ必着。）

【支給対象期間（*）ごとに計画届と支給申請を行う】

*支給対象期間は、1つの判定基礎期間、又は連続する2つないしは3つの判定基礎期間のいずれかを事業主が毎回の届出ごとに選択することが可能です。



※事前に計画届の提出の無かった休業等については、本助成金の支給対象になりません。

※初回提出の場合、計画届はなるべく休業等実施の2週間前までにご提出をお願いいたします。

※休業等の予定が計画届の内容から変更になった場合について、休業日が増えた場合は休業実施日前までに事前に変更届を提出してください。計画の範囲内で休業日が減少した場合、変更届は必要ありません。なお、教育訓練の場合は増減にかかわらず変更届の提出が必要です。

2. 残業相殺を行います。

判定基礎期間の初日が令和5年7月1日以降の場合は、従前（コロナ前）と同様に残業相殺（*）を行います。

*判定基礎期間中に実施した休業等の延べ日数から所定時間外労働日数を差し引くこと

記載内容や受給手続き等の詳細については、雇用調整助成金の通常版ガイドブックをご確認ください。（上記については13～24頁に記載）

【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。
雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

ガイドブック



求人事業所と高校進路指導担当教師の情報交換会を開催しました

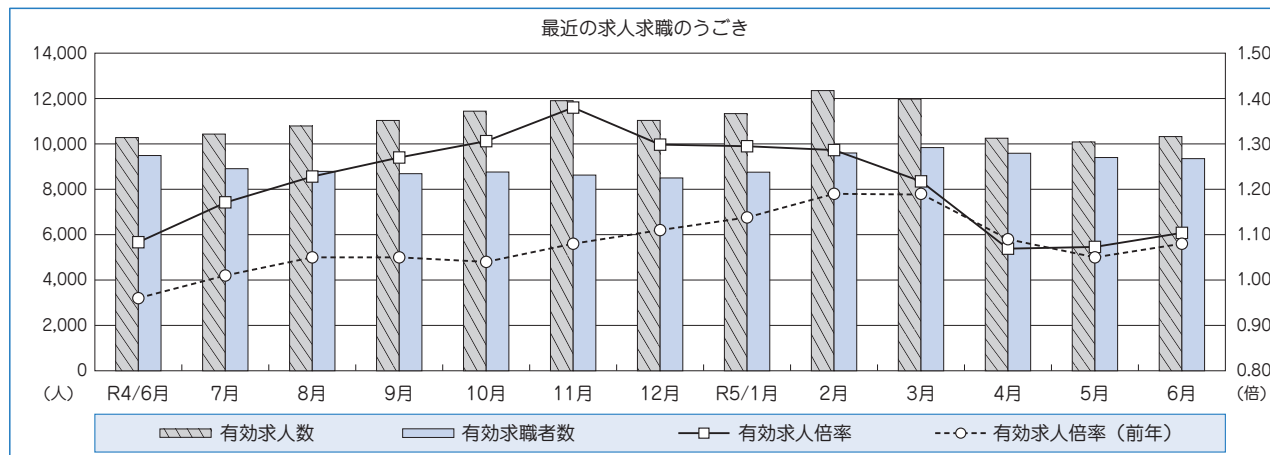
7月10日（月）に「令和5年度管内求人事業所と県内高等学校進路指導担当教師等との情報交換会」を盛岡市内のホテルにて開催しました。

今年度は求人事業所178社と県内の高等学校30校の進路指導担当教師等が参加し、生徒の就職や進路指導に役立つ事業所の情報、生徒の動向など活発な情報交換が行われ、参加者からは、「求人票だけではわからない情報を得ることができた」、「会社のことをアピールし、知ってもらうことができた」、「就職希望者の情報収集ができた」という声が聞かれました。

学卒求人は引き続き受付しています。一人でも多く盛岡管内に就職が決まるように支援を行ってまいります。



最近の求人求職のうごき



項目	R4/6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5/1月	2月	3月	4月	5月	6月	前年同月比
新規求人数	3,737	3,891	3,881	3,868	4,530	4,139	3,549	4,666	4,968	3,766	3,354	3,939	3,706	▲0.8%
有効求人数	10,279	10,433	10,791	11,034	11,443	11,904	11,035	11,335	12,350	11,977	10,251	10,086	10,323	0.4%
新規求職者数	1,881	1,724	1,732	1,723	1,914	1,906	1,742	2,318	2,646	2,279	2,667	2,064	1,893	0.6%
有効求職者数	9,488	8,908	8,787	8,688	8,761	8,626	8,499	8,754	9,600	9,838	9,588	9,400	9,351	▲1.4%
新規求人倍率	1.99	2.26	2.24	2.24	2.37	2.17	2.04	2.01	1.88	1.65	1.26	1.91	1.96	-0.03p
有効求人倍率	1.08	1.17	1.23	1.27	1.31	1.38	1.30	1.29	1.29	1.22	1.07	1.07	1.10	0.02p
有効求人倍率(前年)	0.96	1.01	1.05	1.05	1.04	1.08	1.11	1.13	1.19	1.19	1.09	1.05	1.08	-

ハローワーク盛岡菜園庁舎

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

開庁時間 平日 10:00~18:30

職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00~17:00

盛岡新卒応援ハローワーク (1F)

わかもの支援コーナー (1F)

TEL 019-653-8609

職業相談コーナー (2F)

TEL 019-623-4800

マザーズコーナー (2F)

TEL 019-907-0203

就職氷河期世代専門窓口 (2F)

TEL 019-908-2060

職業訓練相談コーナー (2F)

TEL 019-606-2256

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139

滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1

TEL 019-687-6911



岩手労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp>